

長野県告示第572号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和5年9月20日から令和6年3月15日まで
- 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第573号

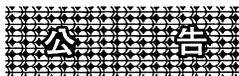
中部地方整備局天竜川ダム統合管理事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 作業期間
令和4年12月7日から令和5年9月29日まで
- 作業地域
伊那市

建設政策課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ野沢店
佐久市野沢129番地1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
諏訪倉庫株式会社
岡谷市郷田一丁目3番1号
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
諏訪倉庫株式会社	牛山 英一	岡谷市郷田一丁目3番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
諏訪倉庫株式会社	小宮山 英利	岡谷市郷田一丁目3番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	麻田 正義	岡谷市赤羽一丁目4番18号
神津 博 (信濃植物園)	—	佐久市内山7112

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
神津 博 (信濃植物園)	—	佐久市内山7112
有限会社和泉屋菓子店	阿部 真一	佐久市岩村田749

4 変更した年月日

平成25年7月1日ほか

5 届出年月日

令和5年7月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年11月2日から令和6年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

めぐりモールふじみ

諏訪郡富士見町落合字南原山9984-1025 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小松 八郎	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小平 淳	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
有限会社今井書店	高村 善明	茅野市仲町4-1
有限会社藤澤薬局	藤澤 俊介	諏訪郡富士見町富士見3586
株式会社メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀2323
小池 一紀		諏訪郡富士見町境11411-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
有限会社藤澤薬局	藤澤 俊介	諏訪郡富士見町富士見3586
株式会社メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀2323
小池 一紀		諏訪郡富士見町境11411-1

- 4 変更した年月日

令和5年4月30日ほか

- 5 届出年月日

令和5年8月18日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

- 7 縦覧の期間

令和5年11月2日から令和6年3月4日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープファーマーズサン・ライフ店
茅野市玉川神之原2802-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信州諏訪農業協同組合
諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小松 八郎	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小平 淳	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

- 4 変更した年月日
令和5年5月25日
- 5 届出年月日
令和5年8月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年11月2日から令和6年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープファーマーズこまがね店
駒ヶ根市東町15131-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社長野県A・コープ
長野市市場2番地1

- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名称	住所
A・コープ駒ヶ根店	駒ヶ根市東町15381-1 ほか

(変更後)

名称	住所
A・コープファーマーズこまがね店	駒ヶ根市東町15131-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	西村 籐	伊那市狐島4291

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

4 変更した年月日

令和5年6月27日

5 届出年月日

令和5年8月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年11月2日から令和6年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ上田店

上田市上田原441-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

アークランズ株式会社

新潟県三条市上須頃445番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
(仮称)ホームセンタームサシ上田店	上田市上田原441-1 ほか

(変更後)

名称	住所
ホームセンタームサシ上田店	上田市上田原441-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445番地

4 変更した年月日

令和4年9月1日ほか

5 届出年月日

令和5年9月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年11月2日から令和6年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定しました。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

1 指定した業種及び職種並びに指定に係る市町村の区域

業種	職種	市町村の区域
09 食料品製造業	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
11 繊維工業	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
18 プラスチック製品製造業	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
22 鉄鋼業	95 荷役・運搬作業員	千曲市、坂城町
24 金属製品製造業	71 製品製造・加工処理工(金属製品)	千曲市、坂城町
	74 機械組立工	千曲市、坂城町

25 はん用機械器具製造業	71 製品製造・加工処理(金属製品)	千曲市、坂城町
	74 機械組立工	千曲市、坂城町
	79 機械検査工	千曲市、坂城町
	95 荷役・運搬作業員	千曲市、坂城町
26 生産用機械器具製造業	71 製品製造・加工処理(金属製品)	千曲市、坂城町
	74 機械組立工	千曲市、坂城町
	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
27 業務用機械器具製造業	74 機械組立工	千曲市、坂城町
	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
31 輸送用機械器具製造業	96 清掃・洗浄作業員	千曲市、坂城町
	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
56 各種商品小売業	45 販売員	千曲市、坂城町
	55 飲食物調理の職業	千曲市、坂城町
	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
60 その他の小売業	45 販売員	千曲市、坂城町
	82 配送・集荷の職業	千曲市、坂城町
70 物品賃貸業	96 清掃・洗浄作業員	千曲市、坂城町
	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
74 技術サービス業	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
75 宿泊業	96 清掃・洗浄作業員	千曲市、坂城町
78 洗濯・理容・美容・浴場業	54 浴場・クリーニングの職業	千曲市、坂城町
79 その他の生活関連サービス業	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
80 娯楽業	96 清掃・洗浄作業員	千曲市、坂城町
81 学校教育	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
85 社会保険・社会福祉・介護事業	57 居住施設・ビル等の管理の職業	千曲市、坂城町
	96 清掃・洗浄作業員	千曲市、坂城町
	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町
88 廃棄物処理業	96 清掃・洗浄作業員	千曲市、坂城町
93 政治・経済・文化団体	34 一般事務・秘書・受付の職業	千曲市、坂城町
98 地方公務	34 一般事務・秘書・受付の職業	千曲市、坂城町
	42 運輸・郵便事務の職業	千曲市、坂城町
	57 居住施設・ビル等の管理の職業	千曲市、坂城町
	84 バス運転の職業	千曲市、坂城町
	89 施設機械設備操作・建設機械運転の職業	千曲市、坂城町
	96 清掃・洗浄作業員	千曲市、坂城町
	99 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	千曲市、坂城町

(注) 業種は日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類(令和4年改訂)の中分類に掲げる区分による。

2 指定年月日

令和5年11月1日

労働雇用課

公告

塩尻都市計画事業塩尻駅北土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により換地処分があったので、同条第4項の規定により公告します。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 須坂都市計画道路 3・5・2号飯山線
 - 須坂都市計画道路 3・5・6号八町線
- 2 縦覧場所
 - 長野県建設部都市・まちづくり課及び須坂市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 須坂都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
 - 長野県建設部都市・まちづくり課及び須坂市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 須坂都市計画伝統的建造物群保存地区
- 2 縦覧場所
 - 長野県建設部都市・まちづくり課及び須坂市役所

都市・まちづくり課